

平成17年度国土交通省PFIセミナー
事前質問と回答(広島会場)

番号	質問	回答
1	<p>1. 民間のノウハウによるコスト縮減の期待値の実態はどうか？(1割～2割のコスト縮減の見込みは実際に期待通りとなっているか？)</p> <p>2. 箱物の事業以外にも適用できるような法制度の改正の可能性は？</p>	<p>1. 事業内容によってコスト縮減効果は異なりますが、優秀提案価格ベースで40%程度のVFMが発現した事例もあり、コスト縮減等が図られているものと認識しております。</p> <p>2. 現行法制度においても、箱物以外の施設についてもPFI方式を活用することは可能です。具体的には、東京国際空港国際線地区のエプロン等においてPFI方式が導入されております。</p>
2	<p>国が発注する場合、従来の調達方法とは異なり「監督業務」に代えて「業務監視」となっている。これは会計法に基づく「購入」という調達が根底にあるからと理解しているが、業務監視には監督と同様の責任と権限を持つのか、ご教示願いたい。また、責任と権限がないのであれば、会計法の改正を行う予定があるか否かも併せてご教示願いたい。</p>	<p>PFIに係る協定等における主たる規定の留意点等について解説した「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」(平成15年6月23日 民間資金等活用事業推進委員会)においては、「PFI事業契約は、契約内容の実現により公共施設等の整備等を図る契約である」ことから、「会計法令の趣旨に準じて、管理者等は、PFI事業契約に基づく債務の履行を確保するため必要な措置として、施設の建設工事の施工状況等について、実施設計に従い建設工事が施工されていることを確認するため選定事業者又は建設企業に対し説明を求めることや、建設現場において建設工事の施工状況を自ら立会いの上確認することができることなどと規定される」とされており、請負契約に基づく監督に準ずるものとして記述されております。なお、「管理者等は、選定事業者の説明、若しくは管理者等の確認の実施又は選定事業者からの報告の受領を理由として、施設の建設工事の施工について何ら責任を負担するものではないことなどが規定される」とされております。会計法の改正の動きについては承知しておりません。</p>
3	<p>庁舎整備では、既に導入されているが、トンネル、橋等への導入の可能性は如何に？</p>	<p>国土交通省においては、箱物施設以外として、東京国際空港国際線地区のエプロン等整備等事業においてPFI手法を活用するなど、取り組みを実施しているところです。具体の事業化については、事業内容に応じた検討を行い、官民間のリスク分担の明確化やVFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施の可能性があると考えております。</p>
4	<p>運営も行っているPFI事業があれば、状況を教えてください。</p>	<p>平成17年9月末時点で、68件の事業が運営段階にあります(第12回PFI推進委員会配布資料)。個別の状況については、申し訳ありませんが、事業実施主体等にご確認ください。</p>

番号	質問	回答
5	<p>①アドバイザーを選定する場合、その選定方法を教えてください。(プロポーザルであれば、その選定基準の考え方等)</p> <p>②アドバイザーの予算額取りをする場合に、その予算額の算定方法を教えてください。(何か選定基準があるのか。あるいは見積りを取るのか。)</p> <p>③民間の参画意欲を調べる方法を教えてください。</p>	<p>①アドバイザーの選定基準について特段決められたものはございませんが、PFIや当該事業に関する専門知識やノウハウを有したコンサルを選定するため、業務実績や当該業務の実施計画等を踏まえ、総合的に評価することが重要であるものと認識しております。なお、「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」(内閣府民間資金等活用事業推進室)においては、「アドバイザーの選定は入札やプロポーザル方式(企画提案方式)によって行われています。」とされております。</p> <p>②アドバイザーの予算額の算定基準について特段決められたものはございませんが、「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」(内閣府民間資金等活用事業推進室)において、アドバイザー調査の目安が記載されておりますのでご参照ください。</p> <p>③民間の参画意欲については、導入可能性調査において民間事業者へのヒアリングを行うことが多いようです。</p>
6	<p>事業者の決定方法として事業者の提案に係る部分が多い案件については、公募型プロポーザル方式が適していると思うが、WTOの対象となる規模の場合については、必ず総合評価型一般競争入札等の入札形態とする必要があるのか？</p>	<p>「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日 自治事務次官通知)においては、PFI事業者の選定方法は、一般競争入札によることが原則とされ、その場合、総合評価一般競争入札の活用を図ることとされております。また、当該契約が、「PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものであり、(中略)主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格(主目的以外の物品等及び役務に係る価格を含む。)が適用基準額を超える場合に、特例政令の適用を受けること」(同通知)の規定等により、政府調達協定の対象となる場合は、特例政令等諸規定に則り手続きする必要があります。詳細については、総務省へお問い合わせください。</p>
7	<p>VFMの算出にあたり、PSCに対してPFIにした場合の建設工事費の減額率について教えてください。</p>	<p>建設工事費の減額率等については、特段決められたものはなく、事業内容に応じ、実施主体により設定されております。なお、事業全体としては、事業内容によってコスト縮減効果は異なりますが、優秀提案価格ベースで40%程度のVFMが発現した事例もあります。</p>

番号	質問	回答
8	<p>1. 通常の補助事業に比べ、財政的にPFIが有利となる制度の導入について、国としての予定はないか？</p> <p>2. DBO方式のPFI事業と公設民営事業の違いは？</p> <p>3. DBO方式のPFI事業は、公設民営事業に比べ、どの点が有利となるのか？</p>	<p>1. 現行においても、必要と認められる事業については、一定の条件の下、PFI事業に対しても補助等の財政支援を実施しております。</p> <p>2. 制度的にDBO事業、公設民営事業について定まったものではありませんが、一般的にDBO方式は資金調達に公共主体が行うが設計・施工・運営を一括して民間にゆだねる方式であると言われており、公設民営は公共が従来方式で施設を整備し運営を民間に委ねる方式といわれております。なお、一般的に、DBO方式は厳密にはPFIではなく、PPP(Public Private Partnerships)の概念に属するものと解されております。</p> <p>3. DBO方式においては、設計・施工・運営を一括して民間に委ねるため、設計から運営までを一体として検討することが可能となり、公設民営事業に比べ、民間ノウハウの活用の幅が広がるものと考えられます。</p>
9	<p>1. 既に実施されているPFI事業について、現状と課題が知りたい。(廃棄物処理施設についての情報があるかどうか。)</p> <p>2. PFI事業の可能性について、発注者側が重要視するポイントは何か？(具体的な項目と評価の基準は？)</p>	<p>1. 内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ(http://www8.cao.go.jp/pfi/)によると、平成17年10月末現在、213件(実施方針ベース)のPFI事業が進行中です。また、課題については、「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」(平成16年6月3日 民間資金等活用事業推進委員会)において触れられており、(1)官民間の適切な責任・リスク分担の実現、(2)事業者選定手続きにおける公平性・透明性と経済性の確保、(3)VFM評価の客観性・信頼性の向上、(4)いわゆる「イコールフットイング」論、(5)官民間の取引コストの縮減が課題の大項目としてあげられておりますので、ご参照ください。また、廃棄物処理施設についても実施事例がありますが、具体的な課題については、事業実施主体等にお問い合わせください。</p> <p>2. PFI事業の可能性については、具体の評価基準はありませんが、PFIになじむか否かの観点で、民間事業者のノウハウの保有、適切なリスク分担が可能か、基本計画の存在するか等について検討が必要です。また、あわせて、VFMがでるか否か等により判断されることになり、なじまないものについては、PFI方式以外の方式で実施されることとなります。</p>
10	<p>PFI事業の案件は箱物がほとんどで、道路・橋梁その他のインフラ施設の案件はまだ見当たりません。先進のイギリスでは道路などPFI事業で行われていると聞き及んでいますが、日本のインフラ施設では取り組めない問題点があるのでしょうか？</p>	<p>国土交通省においては、箱物施設以外として、東京国際空港国際線地区のエプロン等整備等事業においてPFI手法を活用するなど、取り組みを実施しているところです。具体の事業化については、事業内容に応じた検討を行い、官民間のリスク分担の明確化やVFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施の可能性があると考えております。</p>

番号	質問	回答
11	<p>SPCを決定するにあたり、価格面で優先順位を与えた企業を相手に発注者が交渉を行い、内容及び運営面での協議で妥結に至らなかった場合、次点者との交渉に移ることは出来るのでしょうか？</p>	<p>「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」(平成13年1月22日民間資金等活用事業推進委員会)において、会計法の適用を受ける契約に基づくPFI事業においては、落札者が契約を結ばない場合、再び入札を実施するほか、会計法令に従い随意契約によることが可能とされており、</p> <p>また、地方公共団体が実施する事業の中には、実施方針等において優先交渉者との間で契約の協議が調わなかった場合には、次点交渉権者と契約を締結する旨記載されているものも見られます。</p>
12	<p>PFIは一般に事業主体となる株式会社を設立します。しかし、株式会社の設立には次のような問題点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資金が必要となるが、これは公共側からは「余分なコスト」とみられ、PFI導入に躊躇する要因となる。 ・「配当」についても公共側からは「余分なコスト」とみられる。特に委託業務での「儲け」と「配当」とで利益の2重取りではないかと。 ・出資金は参加企業としても長期間資金を寝かせることになる。 ・株式会社なので法人税が発生する。しかし、市民からの税金で事業を委託し、その結果、発生する税金は国へ納めることになる。これでは事業を実施する地方公共団体としては、メリットが少ない。 <p>以上のような問題点は、新しい制度である「有限責任事業組合」をPFIに導入すれば、解決すると思われれます。しかし、現実にはそのような動きはない。それには何か問題があるからと思われれますが、現行制度においてPFIで「有限責任事業組合」を採用することに対する問題点は何かでしょうか？</p>	<p>PFI事業におけるSPCの設立は、法律等により規定されたものではなく、個別事業毎にその設立の要否を実施方針等において記載するものであり、SPCの設立の有無が地方公共団体のPFI導入を阻害するものではないと認識しております。有限責任事業組合の活用における問題点等については、承知しておりませんが、個別事業毎に適切な契約方式が選択されるものと認識しております。</p>
13	<p>PFIの失敗例とその原因について</p>	<p>PFI事業者の破綻により、サービスの提供が一時中断した事例として、福岡市が実施主体であるタラソ福岡事業があります。詳細については、「タラソ福岡の経営破綻を越えて～タラソ福岡の適正な推進のために～タラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書(平成17年5月12日 福岡市PFI事業推進委員会)をご参照下さい。</p>

番号	質問	回答
14	「BTO」「BOT」の採用基準(どのような場合にBTOを採用し、どのような場合にBOTを採用するのか?)	採択基準はございませんが、一般的に、運営業務のウェイトの高い事業は、施設を使用した運営業務の実施に力点がおかれた事業であることから、運営業務の効率的実施の観点を重視して施設の所有権を選定事業者側に残した方式(BOT方式)が望ましいと言われており、一方、運営業務のウェイトが低い事業は、施設を運営することよりも、施設の整備そのものに公共サービスの提供としての力点がおかれた事業とみなすことができるので、施設の公共への引き渡し(BTO方式)がまず重視されると言われています。